



島根県報

平成19年12月21日(金)
号外第142号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	(")	2
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障害者福祉課)	2
島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	3

公企規程

島根県企業局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程		6
--------------------------------	--	---

病院局規程

島根県病院局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程		6
--------------------------------	--	---

教委規則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	7
-------------------------	----------	---

公布された条例等のあらまし

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第105号)

1 規則の概要

- (1) 給料の調整額を廃止することとした。(第3条の3・別表第3・別表第4関係)
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う規定の整理(第6条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年1月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成20年4月1日から施行することとした。

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(規則第106号)

1 規則の概要

給与の減額期間を平成24年3月31日まで4年間延長することとした。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第107号)

1 規則の概要

- (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正に伴う書類の経由についての規定の整備(第12条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第108号)

1 規則の概要

- (1) 入居の申込み、入居の承継承認及び同居の承認に係る様式を改めることとした。(様式第1号その1・様式第5号・様式第18号関係)
 - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第105号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第3条の3を削る。

第4条中「別表第5」を「別表第3」に改める。

第6条中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項」を「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項及び第18条第1項」に改める。

別表第3及び別表第4を削り、別表第5を別表第3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
(技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部改正)
- 2 技能労務職員の給与の特例に関する規則(平成15年島根県規則第34号)の一部を次のように改正する。
本則中「給料の調整額、」を削る。

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第106号

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与の特例に関する規則(平成15年島根県規則第34号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第107号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を加える。

第12条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 松江市、浜田市、益田市、大田市又は安来市の区域内にある建築物（浜田市、益田市、大田市又は安来市の区域内にあっては、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。）に係る条例第17条の規定による届出 当該公共的施設の所在地を管轄する市長及び県土整備事務所の長

別表第1備考1中「（昭和25年法律第201号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第108号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第14条中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

様式第1号その1表面を次のように改める。

表 面
県 営 住 宅 入 居 申 込 書

島根県知事 様

申込者本人を含め下表記載の入居しようとする親族全員が自ら居住するため、募集案内の条件を承知の上、関係書類を添付して入居を申し込みます。

入居資格の確認のため、必要に応じて関係部署（警察等の公的機関）に照会することについて同意します。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居資格が証明できないときは、入居の決定を取り消されても異議を申し立てません。

年 月 日 千 現 住 所

申込者氏名 ⑧

電話 番 号

申込者は次の事項について確認し、該当すれば にレ印を付けてください。

同居親族がいます。

単身で入居を申し込みます。次の事項に該当します。

60歳以上（又は昭和31年4月1日以前生）・ 身体障害者・ 精神障害者・ 知的障害者・ 戦傷病者・ その他（ ）

申込者及び同居親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

入居を希望する団地																			
入居しようとする親族（別居の配偶者又は扶養親族がある場合も記入してください。）																			
フリガナ		続柄	生年月日	年齢	勤 務 先		所得年額 (円)	控 除 額 (万円)						寡夫 寡婦					
氏 名	名 称				所在地・電話 番号	同居		別居 扶養	老扶 老配	特定 扶養	障害 特別	障害 普通							
		本人																	
							計 円	控除額計						円					
(注) 別居の配偶者又は扶養親族がある場合は、続柄を で 囲んでください。							-							円					
							収入月額							円					

太枠内には記載しないでください。

現在の住居の状況

種 別 1 持家 2 公営住宅 3 公社・公団住宅 4 社宅・寮 5 民間借家 6 間借 7 その他 ()

家賃月額 円 部屋数・間取り 居住年数 年

入居申込理由 (住宅を必要とする理由を具体的に記入してください。)

備考 記載上の注意事項及び申込みに必要な書類については、裏面をよく読んでください。

入居資格の有無	有 ・ 無
---------	-------

太枠内には記載しないでください。

様式第 5 号中

承 継 人	フリガナ		続柄		を
	氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日	
	勤務先		勤務先 電話番号	()	
	承継理由		承継年月日	年 月 日	

承 継 人	フリガナ		続柄		に、
	氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日	
	勤務先		勤務先 電話番号	()	
	承継理由		承継年月日	年 月 日	
同 居 人	氏名		続柄	氏名	続柄
	氏名		続柄	氏名	続柄
	氏名		続柄	氏名	続柄

承継人は、上記住宅に引き続き入居したいので、承認願います。
 連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

年 月 日
 島根県知事 様

(確認事項) 承継人は次の事項について確認し、該当すれば にレ印を付けてください。

承継人及び同居人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。

承継人及び同居人は、上記住宅に引き続き入居したいので、承認願います。
 承継人及び同居人は、入居資格の確認のため、必要に応じて関係部署(警察等の公的機関)に照会することに同意します。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

年 月 日
 島根県知事 様

める。

様式第18号中

上記のとおり同居したいので、承認願います。

年 月 日

入居者氏名

印

島根県知事 様

を

(確認事項) 次の事項について確認し、該当すれば にシ印を付けてください。

同居する親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。

上記のとおり同居したいので、承認願います。

入居資格の確認のため、必要に応じて関係部署(警察等の公的機関)に照会することに同意します。

年 月 日

入居者氏名

印

島根県知事 様

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公営企業管理規程

島根県企業局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第12号

島根県企業局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第2条中「前条各号(第3号を除く。)」を「次の各号」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 100分の25
- (2) 前条第2号に掲げる職員 100分の20

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、この規程による改正後の島根県企業局職員の給与の特例に関する規程の規定は、平成20年4月分以後の給与について適用する。

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第16号

島根県病院局職員の給与の特例に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月21日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第1条中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第2条中「前条各号(第3号を除く。)」を「次の各号」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 前条第 1 号に掲げる職員 100分の25
- (2) 前条第 2 号に掲げる職員 100分の20

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与の特例に関する規程の規定は、平成20年 4 月分以後の給与について適用する。

教 育 委 員 会 規 則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第29号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成20年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

